

児童扶養手当 特別児童扶養手当

●児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童が養育される家庭等の、生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

対象

18歳未満の児童（児童が障害を有する場合は20歳未満）を養育し、次のいずれかに当てはまる母、父、または養育されている方。
・父母が離婚している
・父または母が
《父または母が》

- ・死亡している
- ・重度の障害の状態にある
- ・1年以上遺棄されている
- ・1年以上拘禁されている
- ・配偶者からの暴力による裁判所の保護命令を受けている

・婚姻によらず児童が生まれ、父または母からの養育を受けていない
対象とならない場合

- ・日本国内に住んでいない
- ・児童を養育する父または母が婚姻したとき（事実婚を含む）
- ・児童が児童福祉施設などに入所し

み工事（宅内を含む）一式

補助額

補助対象工事の費用から一世帯当たり15,000円（税込）を除いた額の1/2（上限10万円※100円未満切捨て）

交付条件

- ・1回1台限り
- ・お太助フォンを2年間継続して使用する

政策企画課（広報・ICT担当）
☎42-5627 ☎42-4376

後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

○限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）

後期高齢者医療の被保険者で市町村民税非課税世帯の方が入院した場合、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、食費や居住費の負担額が減額されるほか、医療費の1か月あたりの自己負担額も減額されます。

減額認定証の交付を受けるには原則申請が必要です。申請は随時受け付けていますので、減額認定証が必要な方は、保険証・印鑑をお持ちのうえ市役所（保険医療課又は各支所

ている

所得制限

受給者本人または扶養義務者の前年所得が一定額以上である場合は、手当の一部、または全額が支給されません。

申請必要書類等

- ・印鑑
 - ・申請者名義の金融機関の通帳
 - ・申請者の年金手帳
 - ・請求者、対象児童、配偶者、扶養義務者の個人番号のわかるもの
 - ・本人確認書類（免許証等）
 - ・市外本籍地の方は戸籍謄本
- 世帯の状況に応じて必要な資料が異なりますので、必ず事前にご相談ください。

現況届の提出

児童扶養手当を受給している人は、毎年現況届の手続きが必要です。書類を郵送しますので受給者本人が8月31日までに手続きをしてください。

支給額

- 全額支給 42,290円
- 一部支給 9,980円〜42,280円

●特別児童扶養手当

身体、知的または精神に障害を有

窓口係）で申請を行ってください。減額認定証は申請した月の初日から適用となります。

○市町村民税非課税世帯

・低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯員全員が市町村民税非課税（証に「区分Ⅱ」と表記されます）

・低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯員全員が市町村民税非課税であって、その世帯の各種所得（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）の合計額が0円となる方。

●更新申請手続きが必要な方

今までに後期高齢者医療の減額認定証の申請を行った方で、平成29年度も引き続き市町村民税非課税世帯に属する方。

●更新申請手続きが必要な方

今までに後期高齢者医療の減額認定証の申請を行っていない方。
※限度額認定証の更新により、低所得者Ⅱの減額認定証が届いた方で、長期入院に該当し、認定を希望される方については医療機関が発行した領収書など入院日数が確認できるものをお持ちいただき、市役所（保険医療課又は各支所窓口係）にできるだけ早く申請にお越しください。（但し、平成28年9月診療から平成29年4月診療ま

する児童を養育している方に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。身体障害者手帳や療育手帳の有無は問いませんが、医師が作成した診断書の審査を受ける必要があります。

対象

20歳未満で身体、知的または精神に重度または中度の障害があり、一定の介助等の必要がある児童を監護する母、父、または養育されている方。
対象とならない場合

- ・日本国内に住んでいない
- ・障害を事由とする年金給付を受けることができる
- ・児童福祉施設などに入所している

所得制限

受給者本人、配偶者または扶養義務者の前年所得が一定額以上である場合は、その年の8月から翌年の7月までは手当の支給が停止されます。

申請必要書類等

- ・印鑑
- ・申請者名義の金融機関の通帳
- ・申請者と対象児童の戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票
- ・対象児童・請求者・配偶者・扶養義務者の個人番号のわかるもの
- ・本人確認書類（運転免許証等）
- ・医師の診断書（所定の様式）

※身体障害者手帳、療育手帳を対象児童が所持する場合は省略できることもあります。

・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳

（対象児童が所持する場合）

※世帯の状況に応じて、必要な資料が異なりますので、必ず事前にご相談ください。

所得状況届の提出

特別児童扶養手当を受給している人は、毎年所得状況届の手続きが必要です。書類を郵送しますので9月11日までに提出してください。

支給額

- 1級 51,450円
- 2級 34,270円

子育て支援課

☎47-1283 ☎42-2130

お太助フォン設置補助金

本市では、定住環境整備の一環として、お太助フォンを新たに設置する世帯を対象に、お太助フォン設置に必要な工事費等の一部を補助します。

対象

・お太助フォン設置のための引き込

平成29年7月20日以降に広域連合から被保険者証に同封して新しい減額認定証をお送りします。

※現在、減額認定証をお持ちの方であっても、平成29年度の市町村民税課税世帯に属する方については減額認定要件に該当しないので、新しい減額認定証は同封していません。

保険医療課

☎42-5619 ☎42-2130

「広報あきたかた」について ご意見をお寄せください

【アンケート】

- Q1 今月号でよかった内容や写真があれば教えてください。
- Q2 取り上げてほしい内容や企画があれば教えてください。
- Q3 広報に関するご意見・ご感想をお聞かせください。

【受付】

メールもしくは、裏面の用紙にご記入いただき、本・支所へ設置してあります広報ご意見ポストへ投函ください。

懸賞付きアンケート協賛企業募集

広報安芸高田では「懸賞付きアンケート」掲載に向け、市内外問わず、懸賞協賛企業を広く募集いたしております。申し込み、お問い合わせは政策企画課までご連絡ください。

安芸高田市企画振興部政策企画課
☐jouhouka@city.akitakata.jp